

【スキャンツール活用事業場認定制度】 が始まります！

近年、自動車の安全・環境性能の向上に伴い、電子制御による新技術の利用が広がっています。この優れた性能を維持するためには適切な点検・整備が重要です。

そのためにも、ユーザーに対しアドバイザーでありホームドクターとしての役割を担っている整備事業者として整備要員の技術向上が必要不可欠となっています。



この為、国土交通省は平成22年度に「汎用スキャンツール普及検討会」を設置し、汎用型のスキャンツールの標準仕様や普及促進策について検討を開始しました。

そこで、スキャンツールを活用して整備作業・診断作業の効率化を図るとともに、自動車の電子制御装置の機能診断が実施できる整備事業場を認定することにより、ユーザーの信頼を獲得することを目的として、平成25年度よりスキャンツール活用事業場を認定する制度が始まることになりました。

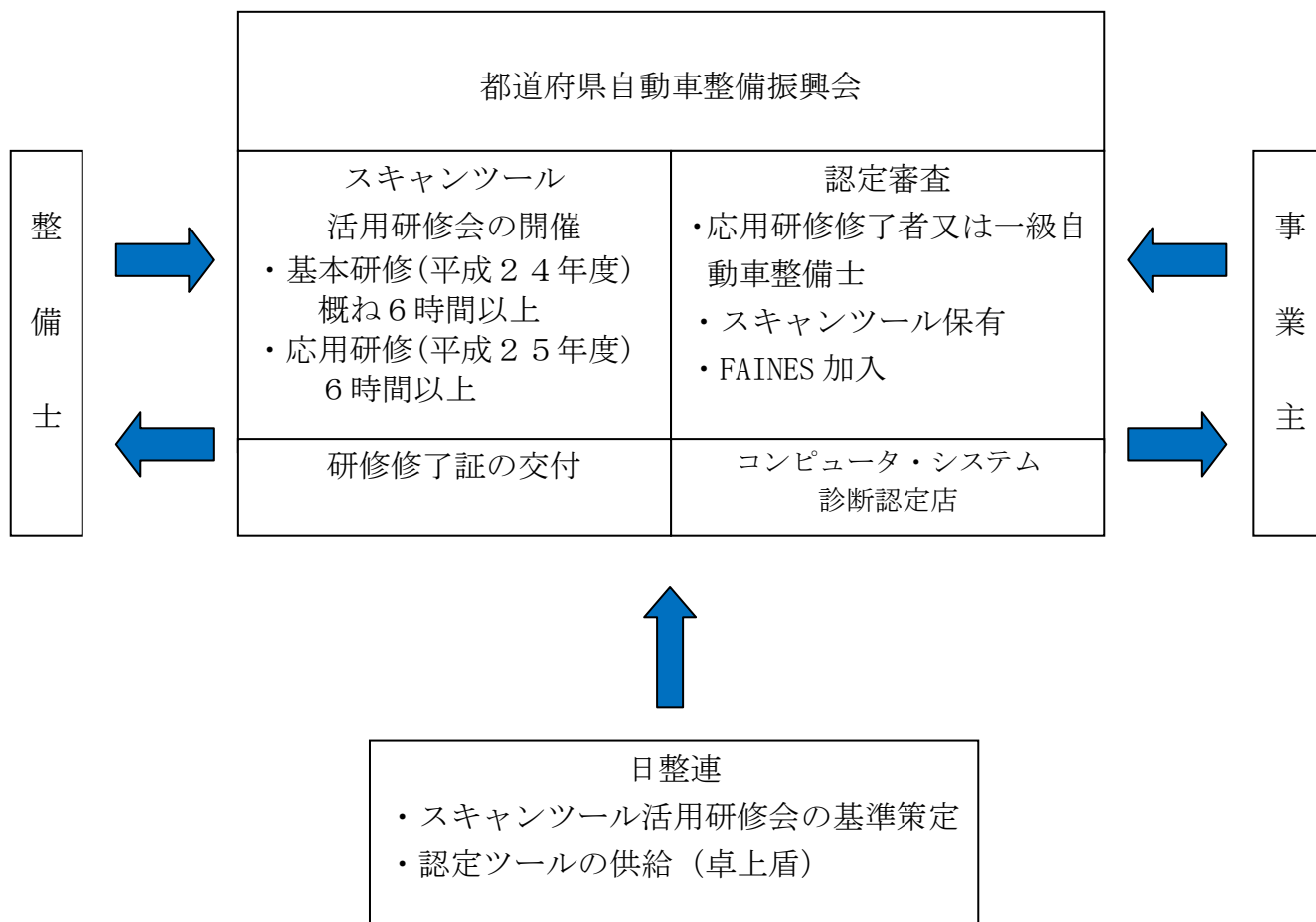
認定事業場の名称は、

「コンピュータ・システム診断認定店」 です。

認定を受ける為の要件につきましては、フローチャートの通りとなっております。
認定に必要な講習につきましては、随時開催致しますので開催日が決定しましたらHASP等でお知らせ致します。



事業場認定制度フローチャート



	事業場認定制度
認定審査	地方振興会
実施時期	平成25年度から
認定要件	①応用研修修了者又は一級整備士 ②スキャンツール保有 ③FAINES加入
認定ツール	認定ツールを希望する事業者に対して販売

「スキャンツール活用事業場」認定規則

(社)日本自動車整備振興会連合会

平成24年3月28日

(目的)

第1条 この制度は、スキャンツールを活用して整備作業、診断作業の効率化を図るとともに、自動車の電子制御装置の機能診断が実施できる整備事業場を認定することにより、ユーザーの信頼を獲得することを目的とする。

(組織及び業務等)

第2条 制度の運用、管理は、中央においては日本自動車整備振興会連合会(以下「日整連」という。)が、地方においては各都道府県自動車整備振興会(以下「地方整振」という。)が、これを行う。

2 日整連は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修の指導員の養成に関すること。
- (2) 認定ツールの受注、供給に関すること。

3 地方整振は、次の業務を行う。

- (1) スキャンツール活用研修会の開催に関すること。
- (2) スキャンツール活用研修修了証に関すること。
- (3) 事業場の認定の審査に関すること。
- (4) 認定ツールの発注に関すること。
- (5) 認定事業場の管理に関すること。

(認定の名称)

第3条 認定の名称は、「コンピュータ・システム診断認定店」とする。

(認定の要件)

第4条 自動車整備振興会の会員で、次の(1)～(3)の要件を充足している事業場。

- (1) スキャンツール応用研修修了者又は一級自動車整備士が1人以上勤務していること。
- (2) スキャンツールを保有していること。ただし、J-OBD II 対応、DTC 読み取り・消去、作業サポート、データモニタ、フリーズフレームデータ、アクティブテストの機能を有するもの
- (3) FAINES に加入していること。

(スキャンツール研修)

第5条 スキャンツール基本研修及びスキャンツール応用研修の内容、研修時間等は、スキャンツール活用研修実施要領に定める。(フローチャートを参照)

(認定の審査)

第6条 地方整振は、事業場から「コンピュータ・システム診断認定店」の申請があった場合には、事業場認定要件審査台帳に基づき審査を行う。

(事業者の責務)

第7条 認定を受けた事業者は、点検・整備の取引に際し、顧客に対しスキャンツールによる診断結果について説明し、かつ可能な限り診断結果の印刷物を提供すること。

(認定の解除)

第8条 認定を受けた事業者は、第4条に示す認定要件を充足できない状態になった場合には、速やかに地方整振に届け出なければならない。

(施行期日)

1 この認定規則は、平成24年4月1日から実施する。